

運転経歴証明書等の記載事項の変更届出（住所等を変更する場合）

手続きする場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所に変更があった場合 ○ 氏名に変更があった場合 ○ 生年月日を修正する場合 ※ いずれも秋田県内に住所がある方の手続です。 ○ マイナ経歴証明書のみを所持している方で住所変更ワンストップサービス等の手続を行い、利用している方は運転免許センターや警察署等への記載事項変更届出が不要となります。 	
更新場所	運転免許センター	警察署 又は二ツ井、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番
受付時間等	月曜日から金曜日（平日のみ）	
	※土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。	
	午前 8 : 3 0 ~ 午前 1 1 : 0 0 午後 1 : 0 0 ~ 午後 4 : 0 0	午前 9 : 0 0 ~ 午後 4 : 0 0
必要なもの	● 運転経歴証明書のみを所有している方	
	【住所のみ変更する場合】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票（コピーは不可） 又は ○ 新しい住所を確認できる書類（いずれも申請者の氏名及び住所が記載されたもので、コピーは不可） <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード ・ 電気、ガス、水道、電話（携帯電話を含む）の領収書、請求書等 ・ 官公庁が発行した通知書等 ・ 郵便物（申請者が宛先のもの） 等を提示していただきます。	
	【氏名を変更する場合、又は生年月日を修正する場合】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票（新たな氏名、生年月日が記載されているものでコピーは不可）を提示していただきます。 ※ 外国人で、住民票が交付されない方は、旅券、在留カード旅券などを確認させていただく場合があります。 ※ 氏名のみ変更の場合は、新しい名前が記載されているマイナンバーカードでも手続することができます。 	
	● マイナ経歴証明書のみを所有している方でワンストップサービスを利用していない方 ● マイナ経歴証明書および運転経歴証明書を所有している方（2枚持ちの方）	
所有している経歴証明書（マイナ経歴証明書、または2枚持ちの方は両方）のほか以下のものをご用意してください。 【住所または氏名を変更する場合】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 変更後の住所または氏名が記載されたマイナ経歴証明書（マイナカード）を提示していただきます。 		
その他	○ 運転経歴証明書等には、本籍が記載されていないので、本籍に変更があっても届出の必要はありません。	

お問い合わせ先
運転免許センター TEL 018-824-3738
または最寄りの警察署（免許受付）まで